

交企甲達第11号
令和5年4月3日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行される。改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の5第2項の規定に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下「確認」という。）の手續等について、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認事務取扱要領の制定について（令和元年交企甲達第29号）は廃止する。

記

1 確認の手續

(1) 市町長から通知があった場合の確認

市町長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対し、通知書（別記様式第1号）により、車体の大きさの基準（規則第1条の5第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。以下同じ。）の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町長に対し、確認証（別記様式第2号）を送付するものとする（市町長は、支給に係る電動車椅子が基準に適合しない大きさであることを確認した後に警察署長に通知し、警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者または利用者から依頼を受けた者から警察署長に対し、確認申請書（別記様式第3号）の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての現地調

査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

例：身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

(イ) 当該車を制作または販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

この場合において、確認証の発出番号は、原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認台帳（別記様式第4号）により付与すること。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないことになるため、このような原動機を用いる身体障害者用の車を運行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(2) 従前原動機を用いる身体障害者用の車椅子として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

5 事務の専決

市町長に対する確認証の送付、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返納された際の受理に係る業務については、警部以上の階級にある者で警察署長が指定する者の専決とすることができる。

6 関係書類の保存期間

本通達に規定する文書の保存期間については会計年度で1年間とする。

樣式省略